

◎物品購入等の変更届について

入札参加資格認定後、申請内容に変更が生じた場合には、下記により、遅滞なく変更の届出をしてください。
 なお、変更前の届出はできませんので、必ず変更後に届出をお願いします。

1. 届出の方法

○変更手続きをする場合は、**電子申請システム**により変更事項を入力、必要な場合は添付書類を添付の上、届出を行ってください。(市内業者のみ書面での届出も可能です。)

2. 注意点

- 希望業種の追加については、別途定められた追加申請期間での登録となります。
- 委任先を新規に追加登録する場合や委任先の営業所を変更登録する場合は、追加申請期間での登録になります。
- 届出が必要な事項の変更があつたにもかかわらず、変更届を提出しない場合は、建設工事指名除外基準規程による指名除外の対象になる場合があります。

3. 届出が不要な変更の例

- 代表者以外の役員の変更
- 決算、資本金の変更

4. 吸収合併等による会社情報の変更について

- 吸収合併等により、現在登録の会社が消滅し、未登録の会社が存続会社となる場合(消滅会社の事業を存続会社が引き継ぐ場合)は、変更事項を入力の上、新会社の登記事項証明書(写し)、吸収合併に伴う契約書(写し)を添付してください。
- 登録番号、希望業種は消滅会社のものを引き継ぎます。新会社になることで希望業種に追加がある場合、委任先を新規・追加登録される場合は、別途定められた追加申請期間での登録となります。

【届出が必要な事項及び添付書類の一覧】

区分	項目	添付書類
会社基本情報	本店所在地	・登記事項証明書(写し)
	商号・名称	・登記事項証明書(写し)
	代表者氏名	・登記事項証明書(写し)
	代表者役職	添付書類は不要
	郵便番号	添付書類は不要
	電話番号	添付書類は不要
	FAX番号	添付書類は不要
	Eメールアドレス	添付書類は不要
委任先の営業所情報	所在地	添付書類は不要
	営業所名	添付書類は不要
	受任者氏名	添付書類は不要
	受任者役職	添付書類は不要
	郵便番号	添付書類は不要
	電話番号	添付書類は不要
	FAX番号	添付書類は不要
	Eメールアドレス	添付書類は不要
	廃止	添付書類は不要
	委任先の新規・追加登録 委任先の営業所を変更	※追加申請期間での登録になります。
廃業・取り下げ	添付書類は不要	